

韓国知的財産ニュース 2013 年 3 月前期

(No. 242)

発行年月日：2013 年 3 月 27 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、3 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はございません。

関係機関の動き

- 2-1 アイデア・特許事業化ファンド 1000 億ウォン以上が結成 (3. 4)
- 2-2 立体デザインの出願形式拡大により利便性向上 (3. 6)
- 2-3 韓国特許庁、中小の SW 企業を直接支援 (3. 14)
- 2-4 韓国全体の特許動向 (3. 14)
- 2-5 『2000-2011 韓国の特許動向統計集』出版 (3. 15)
- 2-6 「金榮敏特許庁長内定者は誰か」—知的財産政策最高専門家— (3. 15)
- 2-7 [統計で見る知財] 出願言語別の PCT 出願現状 (3. 15)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 アップルに支払うサムスンの賠償額が 5 割も削減 (3. 2)
- 3-2 「グローバル特許合戦、部品メーカーを直撃」 (3. 4)
- 3-3 グローバル特許戦争「中小企業が餌食に」 (3. 4)
- 3-4 イギリス裁判所、「アップルはサムスンの特許を侵害していない」 (3. 8)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 韓国特許庁の審判官、『デザイン戦争』を出版 (3. 11)
- 4-2 発酵化粧品関連の商標出願が大幅増加 (3. 12)

その他一般

- 5-1 トンブ LED、オスラムと LED 特許使用契約を締結 (3. 5)

- 5-2 大手企業の「後払い」慣行に息詰まる知財業界 (3.5)
- 5-3 お掃除ロボットが賢くなっている (3.5)
- 5-4 サムスン電子、欧州特許庁に対する特許申請件数 1 位 (3.6)

法律、制度関連

※今号はございません。

関係機関の動き

2-1 アイデア・特許事業化ファンド 1000 億ウォン以上が発売

電子新聞 (2013. 3. 4)

今年、アイデアや特許をもって事業化を始めた技術企業への投資ファンドは、1000 億ウォン規模を超える見込みだ。新政権の掲げる政策キーワード「創造経済」の実現にもつながると期待されている。

政府・ベンチャーキャピタル業界によると、今月、「プラチナム技術投資」と「デドク・インベストメント」がそれぞれ 100 億ウォンと 111 億ウォン規模の特許(技術事業化)ファンドを発売する。特許ファンドは、会社が保有している特許や個人・大学・政府系研究機関が保有している特許を移転、事業化する技術企業に投資する。

特許ファンドの発売は持続される。昨年、500 億ウォン規模のファンドを発売したデソン創業投資と MVP 創業投資が 10 月頃に 500 億ウォン規模のファンドを追加発売する。韓国特許庁と約定した。2 社は、来年にまでファンドの規模を 1250 億ウォンに拡大する。昨年発売された特許ファンドは、この 2 社のファンドが唯一だ。

韓国特許庁は、年内に 2 つ以上の特許ファンドを追加発売する。かつてファンド発売に投入した資金を回収したため再投資を行う形だ。韓国特許庁は、ファンドの発売予算として 2006 年と 2007 年にそれぞれ 550 億ウォンを出資した。当時の財源で発売したファンドの満期日が迫ったためだ。韓国特許庁が予想した今年の資金回収規模は、300 億～500 億ウォン程度だ。回収の規模に応じて発売の規模を確定する。

2 つのファンドが発売されれば、100 億ウォンずつ 200 億ウォンを出資する。ベンチャーキャピタルと民間の投資会社が共同の投資会社として参加し、ファンドの発売規模は 400 億ウォンを超えると韓国特許庁は予想した。韓国特許庁は、ファンド・オブ・ファンズを運用する「韓国ベンチャー投資」社を通じてファンドを発売・管理している。

韓国特許庁産業財産振興課のク・ヨンミン課長は、「特許の事業化は、リスクが大きく、銀行などの市中資金よりはベンチャーキャピタル投資のほうが適切だ。新政権の掲げる創造経済という概念がアイデアを権利化して事業化し、雇用を創出することであるだけに、新政権の政策基調に合わせて特許ファンドの発売に積極的に取り組む考えだ」と述べた。

デソン創業投資のソ・ハクス代表は、「技術が速いスピードで進化し、特許登録技術の価値が向上した。大学と政府系研究機関の結果が特許として登録されたのだから、お蔵入りにならず、ビジネスにつながるよう、特許事業化企業に積極的に投資を行う予定だ」と述べた。

＜キム・ジュンベ記者＞

＜今年発売(予定)のファンド＞

出処：韓国特許庁・業界

ベンチャーキャピタル (運用会社)	政府(ファンド・ オブ・ファンズ)	ファンドの規模	発売時点
プラチナム技術投資	60 億ウォン	100 億ウォン	3 月
デドク・インベストメント	60 億ウォン	111 億ウォン	3 月
デソン創業投資・ MVP 創業投資	50 億ウォン	500 億ウォン	10 月予定 (2 回目の発売)
未定 (少なくとも 2 ヶ所以上を選定)	200 億ウォン以上	400 億ウォン 以上	未定

2-2 立体デザインの出願形式拡大により利便性向上

韓国特許庁(2013. 3. 6)

韓国特許庁は、2013 年 3 月 4 日から個人と中小企業が容易に直接出願できるよう、立体デザインの出願方法を見直したと発表した。

これまで立体デザインは、DWG、DWF、3DS、IGES 形式でのみ出願できたが、価格が割安で、かつ機能が簡単で学生などの個人が多く利用している 3DM 方式も出願ができるように電算システムを見直すことになった。

韓国特許庁が最近 3 年間の立体デザイン出願の推移を分析した結果、立体デザイン出願制度を導入した初年度の 2010 年 791 件から、2011 年 1,588 件、2012 年 2,345 件と大幅に増加していることが分かった。

また、同制度の導入により、2 次元の 6 面図を作成せず、3 次元も面のみで出願できるようになったため、個人及び中小企業は、経済的な負担などを理由に代理人を選任しないで直接出願し、その件数が一般デザインより 2 倍以上高いことが分かった。(3D 直接出願 55%、一般デザイン直接出願 25%)

一方、韓国特許庁情報企画局のビョン・フンソク局長は、「今回の措置が個人及び中小企業のデザイン権創出に大きく貢献すると期待しており、今後とも持続的に顧客のニーズに合わせて様々な形式のデザイン作成ファイルでも出願できるよう、昨日の見直しを拡大していく計画だ」と述べた。

<年度別における 3D 図面デザインの出願現状>

単位：件

年度	デザイン 出願件数	3D 出願件数	3DS	DWF	DWG	IGS	3D 出願割合
2010	57,211	791	519	1	271	0	1.38%
2011	56,534	1,588	713	81	416	374	2.81%
2012	63,152	2,345	1,441	5	312	583	3.71%

<出願人属性別の 3D 出願現状>

単位：件

区分	政府機関及び法人	個人	合計
2010	593	198	791
2011	955	633	1,588
2012	965	1,380	2,345
計	2,513	2,211	4,724

2-3 韓国特許庁、中小の SW 企業を直接支援

韓国特許庁(2013. 3. 14)

韓国特許庁は、2013 年から特許行政情報化事業に中小 SW 企業の参加を促すため、特許ネットシステムの開発や運営能力の蓄積に向けた中小気企業向けの特許情報システム品質管理教育を 3 月 11 日から 13 日の 3 日間実施した。

これまで中小 SW 事業者は、大手企業が受注した開発・運営事業に下請けなどの形で参加しているため、情報システムの開発・運営事業の全体を遂行するために必要な事業品質管理法などのシステム統合遂行の能力を蓄積するチャンスがなかった。

韓国特許庁の情報システムも主なシステムを、1998 年開通後から現在まで大手企業の(株)LG CNS と(株)サムスン SDS に大半の事業に主な事業者として参加してもらい、中小 SW 事業者は、コンソーシアムや下請けの形で部分的に参加してきた。

こうした不均衡を解消するため、韓国特許庁は、中小 SW 企業の不十分な部分を直接補う品質管理教育を実施することを決めた。国の機関が直接、中小企業の SW 企業の能力強化のために教育を実施するのは今回が初めてで、今後、中小企業の参加事業の拡大をはじめ、開発事業に対する品質管理能力を一層高めるきっかけになると期待されている。

今回に実施された教育には、特許情報システムの開発事業への参加を希望する約 10 社の中小 SW メーカーの担当者が参加した。

教育の内容は、電子政府の品質管理概要から、マニュアル、産出物の管理方法などとともに、韓国特許庁の品質管理システムを利用した特許行政情報化事業品質管理の要領など、事業遂行過程に必要な全過程を、事例を中心に説明が行われた。

今回、教育を受けた中小企業の事業担当者の一人は、「中小企業の能力強化に向けた韓国特許庁の取り組みに感謝し、事例中心の教育を通じて弊社に何が必要なのかが把握できる良い機会になった」とコメントした。

韓国特許庁情報企画局のビョン・フンソク局長は、挨拶において「今年は、オープン特許路、国際デザインシステム、スマート検索システムなどを、中小企業を対象に発注する予定であるため、特許庁としては準備しておくべきことが多くある。近いうちに特許ネットシステムの基盤インフラ部分などのシステム運営技術全般についても教育を行う予定だ」と述べた。

2-4 韓国全体の特許動向

韓国特許庁(2013. 3. 14)

□ 韓国全体の特許動向

・ 2000 年～2011 年の間、韓国に出願された特許は 1,758,370 件であり、関連の出願人も 2000 年 33,255 人から 2011 年 53,096 人に増加した。

・ 特に、最近では、技術同士の融合が積極的に行われ、特許 1 件に含まれる IPC も 2000 年 1.08 から 2011 年 2.5 に増加した。

・ 国籍別の特許参加は、経済的影響により、前半(2000 年～2005 年)に比べて後半期(2006 年～2011 年)には鈍化傾向を示し、内・外国人共に世界金融危機以前の平均出願件数を回復し、外国人よりは内国人の回復のペースが速くなった。

□ 出願人属性別の特許動向

・ 2000 年～2011 年の特許出願活動は、2000 年 52,125 件から 2011 年 110,075 件で 7.03%の年平均増減率を示し、企業、公共、教育部門のうち、教育部門が 31.06%と最も高くなった。

・ 企業の出願活動は、大手企業を中心に行われたが、全体出願件における大手企業の割合は 2000 年 67.01%から 2011 年 59.76%に減少した一方、中小企業は 32.99%から 40.24%に増加した。

・ 公共部門の活動は、研究機関が公共部門において 80%以上を占めた。主な出願活動の分野は、研究機関の主な活躍舞台である電機(48.52%)、化学(23%)、機具(13.82%)順となった。

・ 教育部門の活動は、2003 年産業教育の振興及び、産学促進に関する法律が施行され

その後、特許活動に参加した大学の数が2000年46校から2003年119校にまで拡大され、2011年には205校が特許活動を行った。

。共同研究を通じた出願活動は、企業が共同研究全体の47.33%を占め、共同研究の45.46%が企業・教育の協力によって進められた。

□ 地域別の特許動向

。2011年、広域自治団体の出願件数は、2000年の約2倍近く増加した146,614件に拡大された。同期間中に最も高い伸び率となったのは、18.10%の年平均増減率となった蔚山だ。

。2000年～2011年の間、シェア率の変化幅が最も大きいのはソウル市で、2000年43.63%から2011年30.80%にまで減少したが、大半の地域が増加して全体的に特許活動がソウル中心から地方に分散されたことが分かった。

。出願活動の中心軸である20代～40代の発明者の割合は2000年92.53%だったが、2011年には81.83%に減少した一方、50代～70代の割合は7.08%から16.91%と2倍以上増加し、産業の担い手においても高齢化が進んでいることがうかがえた。

。国家産業団地の出願件数は、2000年5,914件から2011年16,846件と、年平均10.2%の増加率を示し、出願人及び発明者数も2000年に比べて2～3倍増加した。

□ 国家別の特許動向

。2000年～2011年の間、各大陸において特許活動を主導した国は、アジアでは日本、欧州ではドイツ、米州では米国、中東及びアフリカではイスラエルとなった。

。日本は半導体、電気機械/エネルギー、工学分野の活動が目立ち、成長率の面では、生物物質分析、マイクロ構造/ナノ技術が15%以上の年平均成長率となり、堅調な成長基調を維持している。

。米国では、コンピュータ技術、半導体、デジタル通信分野が主な出願活動領域と確認され、成長率の面でもデジタル通信、及びコンピュータ技術分野がそれぞれ17.8%と33.8%となった。

。2000年に比べ、2011年のIP5国の全体特許における割合は、米国、日本、EPOのシェアが減少し、特に日本は、比較的的大幅な減少となった一方、韓国のシェア率の増加が目立った。

。IP5国の中では、米国-EPOの協力が最も旺盛で、米国-中国の協力が最も低いと分析された。

□ トップ10技術別の動向

。全体特許において10大技術分野の割合は、前半期57%、後半期51%とやや減少し、10大技術分野の中で前半期よりシェアが増加した分野は、デジタル通信、電子商取引、

運輸分野だ。

。2011年の1年だけを考えると、電気機械/エネルギー分野が半導体を追い抜いて1位を獲得した。

。IP5のトップ10技術分野の発展段階は、韓国の場合、半導体を除いた大半の技術分野が発展期の段階だと推定され、欧州、日本、米国は、大半の技術が発展期段階と推定された。一方、中国はまだ発展期入り段階だと推定される。

。2000年~2011年の間、権利をめぐる係争は9,066件で、無効審判が5,182回で最も多く、権利範囲確認審判(消極的な権利範囲確認審判、積極的な権利範囲確認審判)の順となった。

。内国人の特許における権利係争が最も多く発生した分野は、土木工学で、1,050件の係争が発生し、外国人の場合は有機精密化学が191件発生した。

2-5 『2000-2011 韓国の特許動向統計集』 出版

韓国特許庁(2013. 3. 15)

41か所の国家産業団地のなかでは、大徳研究開発特区が最も多くの特許を出願していたことが分かった。

韓国特許庁が最近出版した『2000-2011 韓国の特許動向』によると、41か所の国家産業団地の中で特許を最も多く出願したのは、62,789件の大徳研究開発特区で、浦項国家産業団地(18,290件)、半月国家産業団地(8,491件)の順となった。

首都圏にある国家産業団地の場合、電気機械/エネルギー分野が2,169件で最も出願が多く、半導体(1,898件)、オーディオ/映像技術(1,624件)の順で出願の活動が積極的に行われた。

湖南圏では、光学分野が1,220件で最も多く、この分野で年平均41.3%の高い増加率となっており、嶺南圏では、原材料/金属分野が7,073件でも最も多く、自動車などの運輸分野で年平均33.01%の高い増加率を示しているなど、出願動向を通じて地域別の産業動向や変化の動向がうかがえる。

また、国際特許分類(IPC)別の登録現状を通じて韓国に出願した韓国企業と外国企業の細部の技術競争は、ビデオ通話技術の場合、サムスン電子3,353件、LG電子3,428件、ソニー617件、パナソニック523件が登録され、この分野をめぐる激しい技術競争が繰り返されていることが分かった。

韓国に出願した主な知的財産国の出願のうち、韓国の1,319,824件を除いては、日本の出願件数が184,570件(10.58%)と最も多く、米国(122,881件)、欧州特許庁(114,441件)、中国(3,116件)の順となった。

韓国特許庁情報企画局のビョン・フンソク局長は、「国家産業団地の出願動向だけでなく、韓国企業の細部技術別の出願・登録動向などをさらに発展し、国民が直感できる知的財産の統計を提供できるよう取り組んでいきたい」と述べた。

本統計集の詳しい内容は、韓国特許庁ホームページにて確認できる。

2-6 「金榮敏特許庁長内定者は誰か」—知的財産政策最高専門家—

韓国特許庁(2013. 3. 15)

新任特許庁長に内定された金榮敏（キム・ヨンミン）内定者は、韓国内知的財産政策の最高専門家として名乗る人物である。

特許庁顧客サービス本部長、産業財産政策局長、次長を経て、政府における知財権政策を陣頭指揮してきた。

特に、産業財産政策局長在任の頃、「知識財産強国推進協議会」を発足し、「21世紀知的財産ビジョンと実行戦略」を設け、知識財産基本法制定の基調を築いた。以降、凡部署的知的財産政策推進システムを構築するに先導的な役割をしてきたとの評価である。

行政考試 25 回出身で、特許庁赴任以前は、産業資源部にて企画予算担当官、政策評価担当官、通商協力制作官等を経て、企画・予算及び通商産業分野において幅広い経験と専門性を備えた。

誠実で几帳面な業務スタイルであるが、円満で優しい性格で部下職人からの信望が厚い。

<シン・ソンミ記者>

2-7 [統計で見る知財] 出願言語別の PCT 出願現状

電子新聞(2013. 3. 15)

年度	出願言語				増減率の レート
	韓国語	英語	日本語	合計	
1998		479	16	495	71.9%
1999	57	780	18	855	72.7%
2000	869	704		1,573	84.0%
2001	1,476	837	1	2,314	47.1%
2002	1,678	832	1	2,511	8.5%
2003	1,767	1,173	2	2,942	17.2%
2004	2,096	1,467	2	3,565	21.2%
2005	2,880	1,809	1	4,690	31.6%
2006	3,741	2,177	1	4,919	26.2%
2007	4,592	2,471		7,063	19.3%
2008	4,982	2,928	3	7,913	12.0%
2009	5,800	2,226		8,026	1.4%
2010	7,336	2,303		9,639	20.1%
2011	8,394	2,018		10,412	8.0%

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 アップルに支払うサムスンの賠償額が5割も削減

電子新聞(2013.3.2)

米国の裁判所がサムスン電子とアップルの特許訴訟における賠償金を4億5050万ドル削減した。

昨年、陪審員が評決した10億5000万ドルの半分近い金額だ。裁判所は、賠償金を算定する時にミスがあったことを認めた。

カリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所のコー・ルーシ裁判官は、1日(現地時間)、原審の最終判決で追加の賠償を求めるアップルの主張を退け、このような判決を言い渡した。

今回の判決により、サムスン電子がアップルの特許を侵害したことは認められたが、賠償額は5億9950ドル(6500億ウォン)に削減された。

コー裁判官は、削減された賠償額と関連したサムスン電子の14機種が特許を侵害したかどうかは、裁判を新しく行うべきだと付け加えた。再審の対象は、「ギャラクシーACE」、「ギャラクシーS」、「ギャラクシーS2」、「ギャラクシーS2 Tモバイル」、「ギャラクシーS2 エピック 4G タッチ」、「スカイロケット」、「ギャラクシーS ショーケース」、「ギャラクシーTab10.1 Wi-Fi」、「ギャラクシーTab10.1 4G LTE」など14機種だ。

さらに、コー裁判官は、「裁判所は、陪審員の評決のなかで削減された部分と関連し、容認し難い法律の理論が適用されたことを確認した。14機種の賠償額と関連し、合理的な賠償額の計算が不可能であるため、裁判を新しく行うことを命じる」と述べた。

サムスン電子とアップルが合意しない場合、賠償額が削減された14機種の特許侵害を問う新たな裁判を行わなければならない。新たな裁判の結果によって賠償金が変わる可能性もある。

業界では、サムスン電子が昨年8月、陪審員の評決でアップルに完敗した後、今度の賠償額の削減判決で敗北を一部挽回したと評価した。

米国裁判所の陪審員は、昨年8月、原審評決において「サムスン電子のスマートフォンとスマートパッドがアップルのアイフォンとアイパッドのデザインとトレードドレス(商品の見た目や印象を包括する知的財産権保護制度)などの特許を侵害した」とみなし、10億5000万ドルの賠償を評決した。

これに対し、サムスン電子は、「陪審員が評決した賠償額のうち、一部については認めず、新しい裁判を決定したことを歓迎し、裁判所が認めた賠償額についても検討を行って、法的に対応していく考えだ」と米とした。

サムスンとアップルは現在、米国、イギリス、韓国など 9 カ国で約 50 件の特許訴訟を行っている。

<キム・インスン記者>

3-2 「グローバル特許合戦、部品メーカーを直撃」

電子新聞(2013.3.4)

電子・IT 企業 10 社のうち 6 社以上は、サムスンとアップルの特許合戦後、グローバル特許紛争がさらに激しくなるという見通しを示した。特に、電子部品メーカーの被害が多くなるという指摘だ。電子情報通信産業振興会の特許支援センターは、「グローバル特許紛争が昨年よりも激化すると考えている電子・IT 企業が 62%だと調査された」と発表した。「おさまる」と答えた企業は 30.7%だった。

特許支援センターがアンケート調査を行った結果、ソフトウェア(SW)・サービス業と製造業が他の分野より、特許紛争の可能性が高いと考えていることが分かった。SW・サービス業(65.7%)、製造業(61.5%)は、流通販売業(41.7%)より特許紛争が「さらに激化する」と答えた割合が高かった。

問題は、部品メーカーだ。製造業のなかでも、ディスプレイ・半導体・センサーなどの電子部品メーカーは、特許関連の係争が最終製品の生産企業より厳しくなると考えていた。特許支援センターのイム・ホギセンター長は、「部品メーカーの 40%は、自社が持っている特許が今後紛争の対象になる可能性があるという見方を示しており、電子産業全体に赤信号がともっている状態だ」と説明した。

係争の結果についても、韓国メーカーは悲観的だとみていた。スマートフォンを中心に、韓国企業と海外企業が特許係争となった場合、「両社が平等な結果を得られる」という答えが半分(52.1%)を占めたが、「海外企業に有利に展開する」と答えた企業も 42.2%に達した。「韓国企業に有利に展開する」と答えたのは 5.7%に過ぎない。イムセンター長は、「最終製品を生産する企業より、部品メーカーのほうが海外企業に有利に展開されると考えていた。積極的な対応がないと、電子・IT 企業の競争力低下が懸念されているため、対応戦略が切実に求められている」と述べた。

アンケート調査は、特許支援センターが昨年 11 月から今年 2 月まで、電子・IT 企業の特許紛争についての考え方の把握と対応策を設ける目的で 384 社を対象に実施した。

<クォン・ドンジュン記者>

3-3 グローバル特許戦争「中小企業が餌食に」

電子新聞(2013.3.4)

韓国の電子・IT 産業界は、今年には「グローバル特許紛争」がさらに激しくなるという見通しを示した。特許合戦が国内企業のイメージ向上など、前向きな結果につながるという予測が多少多かった。しかし、訴訟のコストが製品価格の引き下げなどに響き、

中小の電子・IT企業では、競争力が大きく弱まりかねないという指摘も出た。

◇産業全体にはプラス

韓国電子情報通信産業振興会 (KEA) の特許支援センターが韓国の電子・IT企業 386 か所を対象にアンケート調査した結果、今年からグローバル特許紛争が「さらに激しくなる」という答えが 62% に達した。自社の技術権利を保護する一方、競合会社の参入を防ぐ傾向が強まると予想している。一方、業界は、スマートフォンを中心としたグローバル特許紛争が電子・IT 産業に一部プラスの影響を与えるという意見も提示した。韓国企業の 47.4% が産業に「プラスな影響」を与えると答え、「マイナス (43.2%)」より多少多かった。

その理由は、韓国企業のブランド地位が向上するためだ。昨年、サムスンとアップルを筆頭に、グローバル特許合戦が起きた場合、世界市場におけるブランドの認知度が「高まる」と考えている企業は 48.7% と最も多かった。「変わらない」と「悪くなる」という答えはそれぞれ 33.1% と 18.2% だ。特許支援センターは、「国内外のメディアに露出度が高まり、グローバル企業と肩を並べて競争しようとする韓国企業と韓国勢への認識、KOREA ブランドのイメージが向上してプラスに働くだらう。デザインや技術などの製品競争が激しくなり、企業の競争力が高まってそれが需要増加につながり、市場シェアが拡大すると考えている企業が多い」と説明した。

◇紛争のコストと売上の減少は避けられない

プラスでもマイナスでも、特許係争が自社と関係があると答えた企業が選んだ第 1 の影響は、「売上の減少」(25.8%) だ。売上高が増加すると答えた企業 (24.2%) より多少多い。特許合戦が産業全体には良い影響を与えても、自社の被害は別の問題だという認識だ。売上の減少は、特に中小企業で顕著になると予想される。売上高が 300 億ウォンから 1000 億ウォンの中小企業 43.5% が売り上げの減少を懸念している。売上高 1 兆ウォン以上の大手企業 18.5% のみが売上高減少を予想しているのとは相反する結果だ。

紛争コストも無視できない。特許紛争の激化により、コストが増加すると予想する企業 (45.5%) が減少すると答えた企業 (4.5%) より 10 倍も多い。センターは、「動向調査と技術・市場モニタリングのために情報収集のコストが増加するなど、これから発生し得る紛争に備えた支出増加が主な原因だ。売上の規模が大きいほど、コストが上昇するとみている」と説明した。

特許権の保護が強化され、ライセンス費用 (ロイヤルティ) が高まるのも懸念された。ロイヤルティが最近の特許紛争に大きな影響を受けることはなくても、上昇を懸念する企業が 27.1% で、減少するという答え (2.5%) より高い。グローバル特許訴訟以降、特許で利益を創出しようとする特許管理会社 (NPE) と特許プールが増え、ライセンサーがロイヤルティの引き上げを求める可能性があるというのが専門家の予測だ。

◇中小部品メーカーのジレンマ

電子・IT企業の35%が自社でも特許紛争が発生する可能性があるという。業界平均の2倍水準だ。2009年の調査によると、電子・IT企業の特許紛争発生率は16.1%だ。電子部品業界では、40%が自社も特許紛争に巻き込まれる可能性があるという。昨年のKEA調査では、電子・IT産業の半分以上(60%)が電子部品・家電、電子機器部品関連企業だと調査された。大半の産業界が紛争の発生を懸念しているといえる。グローバル特許合戦が産業全体にはプラスに影響しても、個別の部品メーカーにはマイナスの影響を与える可能性が大きいと予想した。

理由として、韓国勢の部品採用率が低下しかねないということだ。特許紛争の当事者であるアップルなど、海外の最終製品企業が韓国勢の部品を採用しないと、その被害は全て部品メーカーが被る。センターは、「最終製品企業同士で特許合戦を始めた時、巨額の訴訟費用の補てん努力が部品の単価引き下げにつながる可能性もある」と説明した。結局、訴訟により、商品の発売が遅れ、訴訟関連の費用が高まって企業経営のみならず、産業全体に悪影響を及ぼすという意味だ。

◇「中小の電子・IT業界から備えるべき」

スマートフォンなどの最終製品の大手企業は「グローバル特許合戦」が中心だが、その影響は中小企業をはじめとする産業界全体に及ぶ。昨年サムスンとアップルが製造したスマートフォンが特許合戦の焦点になっているが、影響は「サプライチェーン」全体に及ぶ。KEAは、昨年、「スマートフォンに適用される約500種類の部品、UI/UX、アプリケーションなどのソフトウェア分野まで考えると、サプライチェーンは数千にのぼる」と発表した。

電子・IT産業における中小企業の割合は98.3%だ。中小電子・IT企業は、特許関連の人材、情報、資金難などによって紛争対応力が非常に弱い。KEAが発表した中小電子・IT企業の特許関連実態調査によると、知的財産権の担当者が一人もいない企業が40%だ。特許支援センターは、「技術開発の前に海外市場や競合会社の特許を調査しない企業がほとんど(78%)だ。知財管理コストとして年間1000万ウォンも投資できない企業も半分以上(62%)だ」と述べた。

イム・ホギセンター長は、「10年間米国の特許を分析し、特許紛争予測モデルを開発して紛争可能性の高い技術を予測し、対応戦略を確立・支援するサービスを今年上半期から始める」と紹介した。KEA特許支援センターは、特許紛争が発生したか、発生が予想される品目別特許協議会と紛争予測システムを用いた予測情報の提供など、中小の電子・IT企業の特許紛争対応力を強化し、事前の備えを支援している。

<クォン・ドンジュン記者>

3-4 イギリス裁判所、「アップルはサムスンの特許を侵害していない」

デジタルタイムズ(2013.3.8)

イギリスの裁判所は、サムスン電子がアップルを相手に提起した技術特許侵害訴訟においてアップルに軍配を上げたという内容を7日(現地時間)にイギリスメディアが報じた。

ロンドン裁判所は、この日の判決で、アップルの製品が自社の第3世代携帯通信情報伝送技術の特許を侵害したというサムスン電子の主張について、特許権が認められないと判決した。

サムスン電子は、今回の訴訟で3つの特許が侵害されたと主張したが、裁判所はその全てを退けた。サムスン電子の特許が携帯電話機能を具現する上で必須の技術であるため、公正競争の趣旨上、ライセンス契約対象に当たると述べた。サムスン電子は、この判決に対し、「非常に失望する結果だ」として判決内容を検討し、追加の対応を取るかどうかを決定するとコメントした。アップルは、まだ公式コメントは出していない。これに先立ち、イギリス裁判所は、昨年、アップルが提訴した訴訟では、サムスン電子のギャラクシーTabシリーズがアイパッドのデザイン特許を侵害していないと判決した。

一方、昨年6月、オランダ裁判所は、サムスン電子の無線通信標準特許は認めながらも、アップルに損害賠償の責任を負わさない判決を言い渡した。

<キム・ユジョン記者>

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 韓国特許庁の審判官、『デザイン戦争』を出版

韓国特許庁(2013.3.11)

現職の韓国特許庁審査官がデザイン特許係争について執筆した書籍『デザイン戦争』が出版された。

アップルとサムスン電子のデザイン訴訟をきっかけに高まっている一般人のデザイン知財権への関心に答えを出した、タイミングの合ったデザイン知財権の初の手引書として、産業界や経営界から良い反応が示されるものと期待されている。

本書では、ここ数年間、メディアで 이슈となっているアップルとサムスン電子の特許係争から、伝統的な食べ物や器の形にいたるまでの様々な事例を上げ、著作権法と特許法、商標法、デザイン保護法、不正競争防止法など、かなり掘り下げた内容になっている。

また、デザインを商標や特許として保護されている「ナイキ」、「リーボック」、「アップル」などのような多国籍企業のデザイン経営方法や「ミー・ツー(me-too)」商品の効

果的な市場保護に向けた商標出願の戦略、侵害訴訟が起きた時の有利な対象方法などのノウハウも掲載されている。

これまでの一般的な経営書や法律書籍は、挿絵などがなく、文字がびっしり詰まっていたが、本書は、ページごとに絵と図表、多様な比較に加え、繰り返して説明することで一般人の理解を高めている。

退屈で堅くなりがちな知的財産権を敢えて「幼稚な」比較を挙げ、アプローチしやすくしたほか、難しい専門用語に代わって、簡単な日常用語で説明しているため、デザインや法律に詳しくなくても誰でも読みやすくなっている。

例えば、デザイン特許権の侵害を「キム氏が忘れた牛」に、特許制度の盲点を最近話題になった「アイドルグループのいわゆる奴隷契約」に、侵害訴訟を自動車の事故に例えたりする。

著者の韓国特許庁デザイン 2 審査チームのキム・ジョンギョン審査官(40 歳)は、デザイン分野の博士特別採用で入庁した。ソウル大学産業デザイン学科で大学、修士課程、博士課程を終え、著書としては「韓国のデザイン史(2008)」がある。

ソウル大学やヨンセ大学などで 10 年間講義を行ってきた経歴と、韓国特許庁に特別採用後の約 3 年間の「デザインの知財権コンサルタント」経験を生かし、様々な事例と経験をこの本に詰め込んだ。

キム・ジョンギョン審査官は、「デザイン関連のコンサルタントと審査業務を行ってきた過程で得た知識が、企業や自治体、デザイン業界の従事者に少しでも役に立ってほしいという思いでこの本を書いた」と述べた。

4-2 発酵化粧品関連の商標出願が大幅増加

韓国特許庁(2013. 3. 12)

最近、韓国の食文化の知恵が凝縮されている「発酵食品」の原理である「発酵科学」がビューティ業界の新たなトレンドとなり、関連商標出願も増加している。

韓国特許庁が「発酵化粧品」を表す「発酵、fermentation」などのような単語と組み合わせられた商標出願を分析した結果、2006 年までは僅か 1 件にすぎなかったのが、2007 年~2009 年(3 年間)29 件、2010 年 11 件、2012 年 29 件、2013 年 2 月に 6 件と、その出願が大きく増加し、「発酵化粧品」がビューティ業界の中心にあることを示している。

また、「発酵化粧品」商標の変化を分析すると、2010 年までは「発酵」、「酵素発酵」など、単に発酵製品であることを表す標章が主に出願されたが、2011 年からは「赤高麗人参の発酵」、「発酵トックリイチゴ」、「フラワー発酵」、「ザクロ発酵」など、化粧品の原材料として利用された果物や花などに発酵技術を組み入れた形の商標出願に進化していることが分かった。

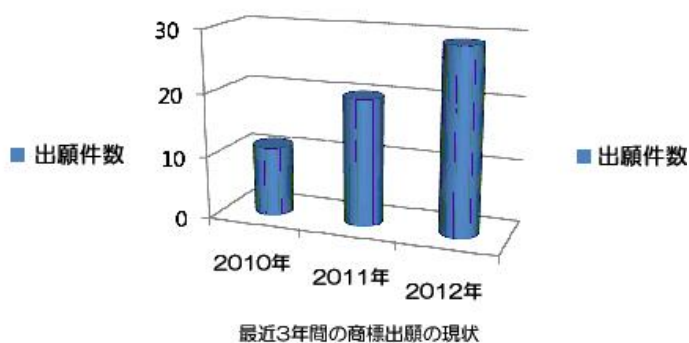
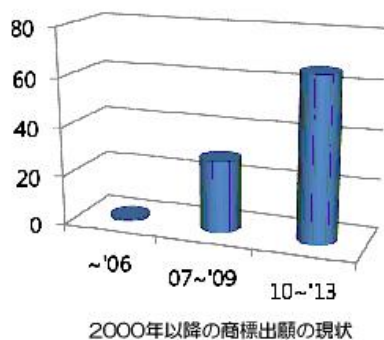
こうした発酵化粧品は、日本・中国・東南アジアなどにおける「韓流ビューティ」につながっている。韓国のある会社は、日本にマッコリを利用した発酵化粧品をリリースし

て代表的な韓流スター「ジウ姫(チェ・ジウ)」をモデルに採用し、積極的に市場を攻略している。

韓国特許庁商標 2 課パク・ウンヒ課長は、「発酵化粧品は、美しさと健康という 2 匹のウサギを捕れる重要なツールである。また、韓国のビューティを世界に知らしめるきっかけにもなり得ると思ひ、今後とも発酵化粧品の商標出願は、増加していくと見込まれている」と述べた。

問い合わせ：042-481-5314(商標デザイン審査局のキム・ミンヒ審査官)

<最近の発酵化粧品の商標出願現状>



4-2

その他一般

5-1 トンブ LED、オスラムと LED 特許使用契約を締結

デジタルタイムズ(2013.3.5)

発光ダイオード(LED)のパッケージ及びモジュールを生産する「トンブ LED」は、5日、ドイツのオスラムと LED 特許使用契約を締結したと発表した。

今回に契約を締結した特許は、オスラムが保有している白色変換(ホワイトコンバージョン)関連の特許で、計 95 件だ。LED 照明の青色光を白色光に変えるコア技術特許で、米国・日本・欧州・中国などの全世界を適用範囲に定めた。今回の契約で、トンブ LED は、韓国では、ソウル半導体・ルメンズ・サムスン電子・LG イノテックなどに続き、オスラムと LED 特許契約を締結することになった。

トンブ LED の関係者は、「今回の契約締結により、顧客に安心してご使用いただける

LED パッケージ及びモジュールを供給できるようになり、売り上げが拡大すると期待している。世界 LED 照明市場の約 60% を占めている日本と米国における営業に大いに役立つだろう」と述べた。

トンブ LED は、トンブグループの RT 半導体が 2011 年 7 月に買収され、社名を変更した会社で、液晶ディスプレイ(LCD)、バックライトユニット(BLU)と照明向け LED パッケージを生産している。

<イ・ホンソク記者>

5-2 大手企業の「後払い」慣行に息詰まる知財業界

電子新聞(2013.3.5)

一部の大手企業が代理会社に支払う特許の海外出願・維持費用を「後払い」にし、知財サービス業界が資本運用に苦しんでいる。

手元の資本金より多くの資金動員能力を要求され、一時的な流動性危機に陥るケースも多く、見直しが急がれていると指摘されている。

業界によると、海外の特許出願と管理費の納付を代行する特許法律事務所・特許の年次料納付代行会社が後払い決済のプロセスで被害を受けていることが分かった。

ある特許事務所の関係者は、「個人の発明家や中小企業は、海外の特許出願費用を先に決済してくれて代行会社が追加の資金を調達する必要がないが、一部の大手企業は、出願費用を先に支払わせ、後に決済している。高い利子を出して出願の資金を調達せざるを得ない状況だ」と語った。

特許法律事務所は、個人や企業が特許を海外に出願する時、出願費用と手数料を受け取る形で運営している。しかし、一部の企業は、特許事務所に資金を先に出した後、1 カ月から 6 ヶ月後に出願費用と手数料を支払っている。これに対し、業界の関係者は、「海外への出願の場合、費用の 20% 程度を手数料として策定している。支払いがされない間、20 を儲けるために 100 の出願費用を負担しなければならない」と不満を漏らした。企業は、まだ発生していない費用を先に支払うことはできないとの立場だ。

特許法律事務所の大半は小規模で、運用できる資金に限界がある。弁理士業界では、不足した費用を貸し出すために、所属弁理士の不動産などを担保にする事例も多い。ある弁理士は、「弁理士が専門職として認められ、中小企業規模の事務所より利子が安いからだ」と説明した。

大手企業の特許管理費用の後払い決済慣行は、特許維持のための年次料納付業界も同様だ。年次料の納付代行も、年次料を海外特許庁に先払いした後、顧客から手数料を受け取っている。顧客を増やせば、動員すべき資金もともに嵩むため、事業拡大を渋る会社もある。

ある納付代行会社の代表は、「大手企業の特許年次料の納付事業だと言っても、銀行が信用度を認めてくれないので借入が難しい。職員の名義で事業資金を貸し出すのが蔓延

している状況だ」と説明した。

海外出願費用の為替による損失も問題だ。ウォンで受け取った費用を、海外特許庁にはドルで支払っているため、為替変動による損害も代行会社の負担になっているという。業界の関係者は、「ドルを多く保有している大手企業が為替変動の損が発生しないよう、ドルで決済してくれると大いに助かるはずだ」と付け加えた。

<クオン・ドンジュン記者>

5-3 お掃除ロボットが賢くなる

韓国特許庁(2013.3.5)

2002年、アイロボット(iRobot)社がお掃除ロボット「ルンバ(roomba)」を200ドルで発売し、お掃除ロボットの大衆化時代を切り開いて以来、お掃除ロボット市場は拡大されつつあり、関連技術の開発も積極的に行われている。

韓国特許庁によると、お掃除ロボットの出願件数は、2001年以降から持続的に増加したが、2005年を境に減少傾向に転じ、2011年から再び回復基調に復している。全体の掃除機出願件数も類似の変化傾向を示しているが、掃除機分野における技術開発が2000年代半ばに成熟期に達し、2000年代後半の世界的な景気低迷の影響が掃除機分野の特許出願に反映された結果だと分析されている。

ただ、全体掃除機の出願のうち、お掃除ロボットの出願が占める割合は、2000年代半ばには増減を繰り返したが、2001年4.4%から2011年23.9%に5倍以上も増加した。掃除機全体の出願件数が減少と増加を繰り返している中でも、お掃除ロボットの技術開発の割合が大幅増加したことを意味する。

一方、米国と欧州の場合も、韓国と類似の傾向を示している。世界的にお掃除ロボットの技術開発の割合は、全体的に増加基調にあるが、絶対割合としては、韓国の技術開発がより積極的に行われたことが分かる。

また、主な出願人の現状をみると、2001年では、全体の21件の出願のうち、19件が特定の大手企業による出願だったが、その後から徐々に専門メーカーや個人などに出願の主体が拡大・多様化してきた。

お掃除ロボットに関する興味深い出願を紹介する。i) 泥棒が部屋に入ったら、搭載されたカメラで撮影して携帯電話に転送すると同時に、催涙ガスを噴射しながら警報音を出して泥棒を追い払うお掃除ロボット、ii) 障害物にぶつかると、数本の腕を利用してそれを回避するお掃除ロボット、iii) 自らドックステーションに接続して内部のホコリを空っぽにするお掃除ロボット、iv) 自らドックステーションに接続して新しいホコリ箱を取り替えるお掃除ロボットなどと様々だ。

約800億ウォン規模(2012年業界の予測)の韓国のお掃除ロボット市場の枠を超え、世界に通用できる技術を先取りするため、お掃除ロボット技術の出願は、今も続いている。

＜年度別における掃除機全体、及びお掃除ロボットの出願動向＞



5-4 サムスン電子、欧州特許庁への特許申請件数 1 位

デジタルタイムズ(2013.3.6)

欧州特許庁(EPO)への企業別の年間特許申請件数においてサムスン電子が 1 位となった。

EPO が 6 日に発表した毎年の特許申請結果報告書で、サムスン電子は昨年、2 千 289 件の特許を申請して 1 位となり、LG は 1 千 635 件で 5 位となったと発表した。

アジア企業が EPO 特許申請件数で 1 位となったのはサムスンが初めてだ。

サムスンに続き、ドイツのジーメンス(2 千 193 件)、BASF(1 千 713 件)が 2 位、3 位となり、米国の GE が 1 千 702 件で 4 位だ。

国籍別で韓国は、全体申請件数の 5.6% を占めて 5 位だ。米国は 24.6% で 1 位となり、日本(20.1%)、ドイツ(13.3%)、中国(7.3%)が後を次いだ。

EPO は、2012 年に過去最多の 25 万 7 千 744 件の特許が申請され、2011 年より 5.2% 増加した水準だと発表した。

韓国と中国などのアジア企業は、デジタル通信分野で高い伸び率を示した。韓国と中国の特許申請を背景に、デジタル通信分野の申請件数は 20% 増となった。中国は、全体申請の 42% がデジタル通信分野で、韓国は 13% だ。

EPO は、1977 年、特許分野で欧州国間の協力を強化するために発足された。ドイツミュンヘンに本部を設けており、現在、欧州 38 カ国が加盟国となっている。

＜キム・ユジョン記者＞

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム